

令和6年3月29日付け県公報号外第20号静岡県訓令甲第3号（静岡県文書管理規程の一部改正）中、次のとおり訂正する。

ページ 行

1 下から13～15

誤

(3) 部長等 部長並びに政策推進担当部長並びに知事戦略局及び地域外交局の長をいう。

(3) 部長等 部長並びに政策推進担当部長、デジタル戦略担当部長及び地域外交担当部長並びに知事戦略局の長をいう。

正

(3) 部長等 部長並びに政策推進担当部長、地域外交担当部長及び知事戦略局の長をいう。

(3) 部長等 部長並びに政策推進担当部長、デジタル戦略担当部長及び地域外交担当部長並びに知事戦略局の長をいう。